

<受け手との意見交換実績（平成27年度）>

37回（延べ361経営体）

<担い手からの意見>

- ・事業推進に当たっては、農業委員会をもっと活用すべきである。
- ・契約期間が10年が長すぎるとの理由で、事業活用を見送られることが多い。
- ・受け手の募集が年2回となっており、先送りになるケースがあった。
- ・集落営農組織の法人化には、他地域の事例や支援制度の情報提供などの支援が必要である。
- ・中山間地域では、農地集積を進めるためには担い手への支援が必要である。
- ・条件の悪い農地は基盤整備が必要、これ以上の受託は圃場整備なしでは困難である。
- ・中山間地域では、畦畔の管理作業が集積を進めるうえで大きな障害となっている。

<担い手からの意見を踏まえた改善点>

○推進体制の強化

- ・機構と県農業会議とのワンフロアー化により、農地利用に関する各種相談（機構事業等農地の権利移動、農地税制、年金、法人化、耕作放棄地再生利用、農外企業参入等）にワンストップで対応できる推進体制を整備。

○事業運用の改善

- ・貸借期間は10年を基本とするが、所有者が希望する場合は概ね5年まで短縮することを可能とした。
- ・受け手の公募期間を、原則年2回から随時実施に変更。

○推進活動の強化

- ・重点推進地域を36地区から40地区に増やし、推進活動を強化。地域の話合いの経費への支援を実施（H28県新規事業）。
- ・機構事業を活用し農地・集約化が進んだ地域における取組実績や成果のポイントをまとめた事例集を作成し、各種会合等でのPRを通じて取組の横展開を図る。

○受け手への支援強化

- ・新規集積に取り組む地域の受け手の経営力強化に向けた支援（機械・施設等の整備や人材育成への助成）を強化（県事業拡充）。

○畦畔管理労力の削減

- ・カバープランツ（センチピートグラス等）種子吹付技術を用いた畦畔の利用条件のモデル地域を設置し、中山間地域などへの普及を図る（継続）。

○基盤整備事業への支援

- ・県営基盤整備事業の要件緩和や地元負担の軽減支援により、受け手が営農利用しやすい農地環境整備の促進を図る（県事業拡充）。

<平成27年度の開催実績>

開催日		参集者
平成27年	4月3日	新規就農希望者（飛騨地域）
	4月6日	農業法人ほか（郡上地域）
	4月8日	農業法人（飛騨地域）
	4月16日	認定農業者ほか（岐阜地域）

	4月16日	農業法人（郡上地域）
	4月27日	農業法人（中濃地域）
	5月1日	農業法人（郡上地域）
	5月7日	地域の担い手ほか（飛騨地域）
	5月8日	新規就農希望者（飛騨地域）
	5月17日	新規就農希望者（中濃地域）
	5月20日	新規就農希望者（飛騨地域）
	5月21日	新規就農希望者（飛騨地域）
	6月5日	農業法人（郡上地域）
	6月16日	新規就農希望者、地権者ほか（飛騨地域）
	6月26日	農業法人（飛騨地域）
	7月3日	新規就農予定者、地権者ほか（中濃地域）
	8月5日	認定農業者ほか（岐阜地域）
	8月10日	地域の担い手、JA、県、農林事務所ほか（岐阜地域）
	8月24日	農業参入企業、県ほか（全域）
	9月9日	農業法人（郡上地域）
	9月16日	地域の担い手、JA、県、農林事務所ほか（飛騨地域）
	9月16日	新規就農希望者ほか（飛騨地域）
	9月25日	農業参入企業、県ほか（全域）
	10月6日	地域の担い手、農林事務所（飛騨地域）
	10月6日	農業参入企業ほか（全域）
	10月8日	地域の担い手（飛騨地域）
	10月8日	新規就農希望者ほか（飛騨地域）
	10月14日	指導農業者ほか（飛騨地域）
	11月6日	地域の担い手、市
	11月13日	新規就農希望者（飛騨地域）
	12月10日	農業法人（飛騨地域）
	12月21日	地域の担い手、JA、県、農林事務所ほか（郡上地域）
平成28年	1月8日	農業法人、JA（西濃地域）
	1月27日	農業法人ほか（全域）
	1月27日	参入企業（全域）
	2月5日	新規就農希望者（飛騨地域）
	3月16日	認定農業者、県、市、JA（東濃地域）

○平成28年度 農地中間管理事業に係る担い手との意見交換の実績

平成29年3月31日現在

<担い手との意見交換実績>

14回（延べ125経営体）

<担い手からの意見>

- ・ 地域に他に担い手農家がないので、多くの貸付希望がある。これ以上は受けられない状況。条件が悪い農地は手放すことも考えている。
- ・ 中山間地域で農地集積を進めるうえでの障害は、鳥獣害対策と畦畔管理。
- ・ 市町村、JA、機構が、地域の実情をしっかりと把握して進める必要がある。
- ・ 農地の集積・集約するためには、基盤整備（暗渠排水）が必要。
- ・ 機構集積協力金は、これから取り組む経営体のため、平成35年度まで継続して予算化していただきたい。
- ・ 機構を積極的に活用する担い手に対しては、しっかりとした支援を望む。機構活用と支援制度のヒモ付けをより強くしていただきたい。
- ・ 機構集積協力金は、畦畔率に応じて交付単価を変動させるなど、中山間地域などの条件不利地域に配慮した体系とすべき。
- ・ 農地集積に関する地域の話合いは時間がかかる。急な制度変更はやめていただきたい。
- ・ 中山間地域では、条件の悪い農地を集積するほど経営が悪化するため、受ける農地を選択せざるを得ない。受けられない農地は耕作放棄地となっている。
- ・ 今後、相続未登記農地が更に増えていくと思われるので、10年後の更新がスムーズに出来る制度として欲しい。

<開催実績>

開催日	参集者
平成28年	4月19日 認定農業者、集落営農他【西濃地域】
	4月21日 新規就農者他【飛騨地域】
	5月12日 農業法人（認定農業者）他【東濃地域】
	5月18日 認定農業者、指導農業士他【飛騨地域】
	6月29日 農業法人（認定農業者を含む）他【全域】
	7月4日 農業法人（認定農業者）他【恵那地域】
	7月8日 農業法人（認定農業者を含む）、認定農業者他【全域】
	8月10日 農業法人（認定農業者を含む）他【飛騨地域】
	8月19日 農業法人（認定農業者）他【全域】
	9月13日 農外参入企業（認定農業者を含む）他【全域】
	10月7日 新規就農者【飛騨地域】
	11月8日 新規就農者【飛騨地域】
	12月21日 農業法人（認定農業者）、認定農業者他【東濃地域】
12月22日 認定農業者他【中濃地域】	

平成29年度 農地中間管理事業に係る担い手との意見交換の実績

平成30年3月31日

<担い手との意見交換実績>

20回（30経営体）

<担い手からの意見>

- 平坦地域と中山間地域の担い手の取組み実績について、同じ数値（例えば集積率、集積面積）での評価でなく、地域貢献などの別の指標から評価する仕組みづくりが必要でないか。
- 担い手の借受け地が他の地域にあり、用水路の清掃や畦畔管理などの担い手の負担になってくる場合がある。担い手の規模拡大により、条件の悪い借受け地は解約をせざるを得ない場合がある。
- 中山間地域では地域住民の減少など、地域と担い手との連携が取り難くなり、畦畔管理など担い手の負担が多くなっている。
- 中山間地域では法面が大きく、草刈等の人件費が大きい。多面的機能も活用しているが、それでも厳しいのが現状。
- 地域への直払い（中山間、多面的）はあるものの、地域外の担い手へは交付されない。担い手への交付金（米の直払い）がなくなり、経営規模の小さい経営への影響は大きい。地域でなく、地域を守っている担い手への交付金の拡充など支援の強化をお願いしたい。
- 中山間地域の条件整備（圃場整備）は担い手の経営改善に重要であり、機構関連事業への期待も大きい。地域条件を考慮した更なる事業要件の緩和（例えば、下限面積5haなど）をお願いしたい。
- 樹園地（水田転作の柿）で放任園が増加している。果樹の抜根への補助など、水田化して活用することはできないか。
- 機構事業の活用のメリットがわかり難い。メリットがあれば活用している。
- 中山間地域では、特に、担い手の育成が大きな課題で、特に、条件の悪い地域では担い手不足となっている。
- 中山間地域での担い手確保には、農の雇用事業を活用している。本事業により従業員のやる気にも繋がっているが、事業期間がもう少し長い期間対応できるようになるとよい。

【開催の状況】

開催日(月・日)	参集者
5・22	果樹担い手(揖斐地域)
6・8	果樹担い手(恵那地域)
6・16	水稲担い手(恵那地域)
7・5	野菜担い手、新規就農者(飛騨地域)
7・19	野菜担い手、新規就農者(飛騨地域)
8・2	水稲担い手(飛騨地域)
8・4	水稲担い手(郡上地域)
8・15	水稲担い手(郡上地域)
9・6	水稲担い手(郡上地域)
9・8	水稲担い手(西濃地域)
9・13	水稲担い手(岐阜地域)
10・12	水稲担い手(郡上地域)
10・25	野菜担い手、新規就農者(飛騨地域)
10・30	水稲担い手(恵那地域)
1・25	水稲担い手(恵那地域)
1・31	水稲担い手(揖斐地域)
3・1	水稲担い手(全域地域)
3・15	水稲担い手(飛騨地域)
3・27	野菜担い手(飛騨地域)
3・30	果樹担い手(恵那地域)

農地中間管理事業に関する担い手等との意見交換の実績

平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月

1 担い手等との意見交換実績

31 回（209 経営体・農業者）

13 回（12 農業委員会、43 名）

2 担い手等からの主な意見

(1) 機構以外（円滑化や作業受託等）の集積が機構に移行しない理由

○機構事業の制度、仕組み等に関する事項

- ①機構の権利設定は書類、手続きが複雑であり、円滑化や作業受託を選択。
- ②出し手からは、「貸付け相手を直ぐに知りたい」、受け手からは「直ぐに耕作したい」「特定の相手に貸したい」という希望があり、他の方法を選定。
- ③機構の設定期間（原則 10 年）が長いから、短期間（1～3 年）を希望。
- ④集積協力金のメリットがなくなり、円滑化等からの移行が進まない。
- ⑤部分（基幹）作業受託で作業料金が確保され、畦畔の管理等は地権者が行うため、担い手への負担が軽減されることから、機構事業への移行が進まない。
- ⑥知らない人へ貸すことへの不安（白紙委任）、知人等への相対による賃貸を選択。

○農業政策、制度に関する事項

- ①農業政策等への不安、長期設定への不安から設定期間の自由度の高いものを活用。
- ②中山間地域では畦畔や水管理のあり方が課題で、受け手の負担軽減のための制度を望む。

(2) 機構以外の集積を機構に移行していくための方策

○農業政策、機構事業に関する要望

- ①中山間地域への協力金、担い手への支援策の拡充。
- ②機構の権利設定法の簡便化などによる事業活用者の負担軽減。
- ③中山間地域での圃場整備（機構関連、耕作条件改善）の要件緩和。
- ④樹園地では集積、集約が図りにくいため、協力金の拡充などの支援策。
- ⑤担い手や後継者が長期にわたり安心して賃貸や経営できる米政策等の制度。
- ⑥中山間地域での経営はコストだけでなく、地域条件や農地を守る視点など、身の丈にあった経営（集落営農組織等）支援も必要。
- ⑦平坦地域では大規模化、集積による経営の合理化は可能、中山間地域等では多様な地域性に考慮した小規模な担い手へも支援できる仕組みが必要。
- ⑧砂利採取や転用などによる圃場条件の悪化が懸念されている。農振地域での制限強化など、担い手が安心して経営できる仕組みが必要。
- ⑨圃場条件等（排水、区画）により借受されない場合があり、基盤整備による圃場条件の改善。

(3) 担い手以外の集積を機構に移行していくための方策

○農業政策、機構事業に関する事項

- ①地域の担い手の明確化と担い手への支援策の拡充。
- ②中山間地域では小規模農家が主体であり地域を守る担い手を支援できる仕組みの構築。

○その他

- ①地域に担い手がない場合、地域外企業による借受け希望が見られるものの地域の信頼が必要。
- ②担い手の高齢化による離農、担い手不足が懸念。農業の魅力作りや若手が働きやすい環境作りなどによる受け手の確保。

(4) 地域農業について

- ①地域の地権者、担い手ともに高齢化している。5年、10年先の営農継続が懸念され、新たな担い手の確保、地域をどうして行くかという視点にたった考えが必要になる。
- ②農地を守るという視点が世代交代（親→子）により薄れ、管理費を負担してまで担い手に管理を任せる必要はないという地域も出てきている。
- ③法面等の管理費を試算すると、3万円/10aになるが、管理費の負担のあり方（誰がいくら負担するか）は地域により様々であり、地域での話し合いにより取りまとめていく必要がある。

(5) 人・農地プランについて

- ①プランの実質化に向けた話し合いは重要、話し合いのための経費（お茶代等）を助成してほしい。
- ②話し合い（プランの実質化）を通じて「地域の農地を守る」という意識を持てるようにする。

(6) 機構への権利設定について

- ①機構への権利設定には行政支援が重要。さらに、JA等関係機関、担い手の連携により事業推進に当たることが必要になる。

(7) 機構関連事業について

- ①「負担なし」というのは大きな魅力。他事業で推進費が集積率に応じて負担金をバックする制度はあるものの、地権者への説明はしやすい。
- ②15年以上という権利設定期間は長い。
- ③高収益作物の作付けという要件は厳しく、関係機関との十分な調整が必要。